

5

新たな道を拓く 進路指導

- 1 進学に向けての支援 1
- 2 就職に向けての支援 5

支援が必要な生徒が大学や専門学校等に進学を希望している場合、特別支援教育コーディネーター、通級指導担当教員、ホームルーム担任が、進路指導部と連携して支援を行います。

現在、大学においては、学生支援室を中心に支援体制が充実してきています。入学試験時に障害のある受験生に対して配慮を行ったり、入学が決定した後に、本人や保護者との面談を行い、合理的配慮等について合意形成を図ったりしている大学もあります。支援が必要な学生のための相談窓口がある大学が増えているので、生徒自身が相談窓口に行くことができるように指導したり、生徒と保護者の承諾を得て、情報の引継ぎをしておいたりすることが大切です。

(1) 志望校決定や入学試験に向けての支援

- 将来の目標の明確化
 - ・進学の目的を持ち、学びたい分野を明確に持てるよう支援する。
 - ・自分の興味や特性に合った分野は何か気付けるよう支援をする。
- 学力の把握と自己理解
 - ・学力の実態を客観的に示し、自分の学力を正しく認識できるように支援する。
 - ・自分の得意・不得意について考えさせ、自分に合った進学先を決められるよう支援する。
- 各大学の合理的配慮事項の確認
 - ・志望大学の募集要項を集め、各大学で実施している配慮事項例と一緒に確かめる。
 - ・大学説明会やオープンキャンパスに参加する前に、大学生活の相談窓口はどこにあるのか、どのようすれば相談できるのかを教師が生徒と一緒に確かめる。
- 配慮事項の確認、申請
 - ・大学入学共通テストや各大学の手続きに従って、配慮申請を進路指導部と連携しながら行う。

「将来の目標の明確化」や「学力の把握と自己理解」に関しては、専門学校等に進学する生徒にも必要な支援です。

(2) 大学入試共通テストにおける「発達障害に関する配慮事項」

対象となるもの	全ての科目において配慮する事項(例)
学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害等のため配慮を必要とする者	<ul style="list-style-type: none"> ・試験時間の延長(1.3倍) ・チェック解答 ・拡大文字問題冊子(14ポイント)の配付 ・拡大文字問題冊子(22ポイント)の配付 ・注意事項等の文章による伝達 ・別室の設定 ・試験室入口までの付添者の同伴 <p style="text-align: right;">等</p>

〔令和3年度大学入学共通テストにおける受験上の配慮事項〕独立行政法人大学入試センター〕より作成

- 必要書類**
- ・受験上の配慮申請書
 - ・診断書(当該障害に関するもの)
 - ・状況報告書(高等学校が記載)

状況報告書には、配慮が必要である具体的理由や高等学校等でこれまで行った配慮等について記入します。

(3)大学進学に向けての支援の例

	大学入学共通テスト	個別試験	生徒への支援
7月	受験上の配慮案内を入手	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">国公立大学</p> <p>一般入試や特別入試等,各入試の配慮事項や大学進学後の支援を事前に大学に相談</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">私立大学</p> <p>一般入試や特別入試等,各入試の配慮事項や大学進学後の支援を事前に大学に相談</p> </div> </div>	募集要項を集め,各大学の配慮事項を教師と一緒に確認
8月	受験上の配慮の申請(出願前) (8月上旬から9月下旬まで)		
9月	受験上の配慮の申請(出願時) (9月下旬から10月上旬まで)	<p>総合型選抜の配慮申請と配慮事項決定通知書受取の時期は,各大学の設定する出願と試験の日程により多岐にわたる。 (合格発表も11月以降,順次行われる)。</p>	願書記入の指導
10月			
11月	受験上の配慮事項審査結果通知書の受取 ※出願前申請をした者のみ(11月下旬まで)	<p style="text-align: center;">学校推薦型選拔出願(11月以降) 合格発表(12月以降)</p>	願書記入の指導
12月	受験票および受験上の配慮事項決定通知書の受取(12月中旬まで)	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">前・中・後期 試験配慮申請</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">配慮申請</p> </div> </div>	共通テスト実施校との配慮事項に関する打合わせ(12月)
1月	共通テスト受験	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">前・中・後期 試験願書受付</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">願書受付</p> </div> </div>	願書記入の指導
2月		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">前期日程試験</p> <p style="text-align: center;">合格発表・入学手続</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">一般選抜 (1月下旬~2月上旬)</p> </div> </div>	
3月		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">中・後期日程試験</p> <p style="text-align: center;">合格発表・入学手続</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">合格発表 入学手続</p> </div> </div>	進学先のオリエンテーションの日程や課題提出のスケジュールの確認 大学生活の見通し 新生活の準備の仕方

通級による指導で取り組む支援の例

- ・返事や挨拶,時間を守ること,整理整頓をすること,身だしなみを整えること等について指導する。
- ・一人暮らしを始めることも考えられるので,金銭管理に関する指導や生活リズムを整える支援等を行う。

(4)県内の大学における支援の必要な学生への対応

(ホームページで公開されている情報を元に作成)

【A大学】

(1) 物理的環境への配慮の具体例

- ・障害の特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入り口の付近に確保すること。
- ・易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室又は休憩スペースの確保に努めること。

(2) 意思疎通の配慮の具体例

- ・シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるように、学生等の要望に応じて電子ファイルや拡大資料等を提供すること。
- ・聞き取りに困難のある学生等受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いたり、補足説明を加えたりすること。
- ・授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
- ・事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと。
- ・障害のある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等で分かりやすく伝えること。
- ・口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること。
- ・授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- ・入学試験や定期試験又は授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること。

(3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- ・入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、拡大文字の使用を認めたりすること。
- ・外部の人々の立入りを禁止している施設等において、介助者等の立入りを認めること。
- ・大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
- ・障害のある学生等が参加している実験、実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置すること。
- ・ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
- ・授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること。
- ・感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォン等の着用を認めること。
- ・教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること。
- ・入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと。
- ・障害のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること。

【B大学】

(1) 修学に関する支援

- ・履修登録・事務手続きに関する配慮 ・教室や座席の配慮 ・教材の配慮
- ・コミュニケーションに関する配慮 ・公平な試験や成績評価 ・講義内容の情報保障
- ・講義担当教員への配慮依頼文章の作成・伝達

(2) 大学生活に関する支援

- ・施設整備 ・情報保障

(3) 本学教職員, 学生への啓発

- ・教職員会での研修会 ・リーフレット配布 ・ピアサポーターの養成と活動実施

【C大学】

(1) 修学上の支援

- ・授業・定期試験に関する合理的配慮の調整 ・授業担当教員へ配慮事項を文書で伝達
- ・教材の配慮 ・教室割の配慮調整 ・個別面談 等

(2) 学生生活支援

- ・事務手続きに関する配慮の調整 ・施設整備に関する配慮の調整 等

(3) 各部局との連携状況

- ・各学科, 各授業担当教員 ・事務局(学生課, 教務課, キャリアサポートセンター, 管理課)等

【D大学】

(1) 入学前相談

- ・事前相談 ・面談や施設見学 ・受験及び修学上の特別措置

(2) 個別面談

- ・学部担当教員, 事務課職員との面談, 修学上必要となる支援内容の検討

(3) 修学に関する支援

- ・教員への配慮事項の伝達 ・試験時の配慮

(4) 大学生活に関する支援

- ・学生生活上の悩みや相談事について, カウンセリング

(5) 進路・就職に関する支援

- ・希望する進路先や個々の状況の聞き取り ・インターンシップや会社見学

本県の高等学校における進学先との連携例

- 問い合わせがあった場合に保護者の了解のもと配慮事項や学校での生活の様子などを情報提供した。
- 担任・SC・SSWからの電話や文書による情報交換を行った。
- 本人, 保護者, 進路指導部と相談しながら, 情報共有が必要かどうか検討し, 必要に応じて進学先に情報を伝えた。
- 個別の教育支援計画を作成し, 大学側と情報を共有した。

[高等学校における特別支援教育に関するアンケート]より作成

支援が必要な生徒が就職を希望している場合、特別支援教育コーディネーター、通級指導担当教員、ホームルーム担任が、進路指導部や外部の相談機関、就労支援機関等と連携して支援を行います。

就労支援のポイント

- 本人の特性に応じて、自分に合った職業を見付けられるように支援する。
- 生徒や保護者の思いを傾聴し、就きたい仕事について一緒に考えていく。
- 相談機関や就労相談機関と情報交換を行いながら、生徒の支援にあたる。
- 就労体験実習や企業見学を複数実施し、体験的理解ができるようにする。
- 特別支援教育コーディネーターが中心となって、ホームルーム担任や進路指導主事と情報共有し、就労支援を行っていく。

(1)就労の方法

支援を必要とする生徒の就職については、一般雇用のほか「障害者雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用枠」を利用した就労もあります。一般就労の他に、一般企業で働くことが難しい場合等に福祉サービスを受けながら就労する「福祉的就労」があります。

就労の方法を決める際には、生徒や保護者と十分に検討し、合意形成を図ることが大切です。

一般就労	<p>(1)一般雇用 一般の企業や役所などに、一般の従業員として雇用される。発達障害を開示せずに就労。</p> <p>(2)障害者雇用 障害者雇用の枠組みで雇用される。障害をあらかじめ開示して就労。</p>
福祉的就労	一般企業で働くことが難しい場合等に福祉サービスを受けながら就労。

障害者雇用の対象となるのは、障害者手帳を持っている人です。発達障害の場合は、「精神障害者保健福祉手帳」になります。障害者手帳を所持している人は、一般雇用枠、障害者雇用枠どちらにも応募することができます。障害者雇用によって、就職先の理解が得られ、労働時間の調整等の合理的配慮や支援を受けることができます。しかし、応募できる求人が限られたり正社員での採用が少なかったりする場合もあります。障害者手帳の取得を希望する場合には、発行に時間が掛かるので、できるだけ早い段階からの手続きが必要です。

	メリット	デメリット
障害者雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・働きやすい環境が整っている。 ・就労定着率が高い。 ・就職先での理解が得やすい。 ・合理的配慮が受けられる。等 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募できる求人が限られる。 ・正社員での採用が少ない。 ・給料が低くなる場合がある。等

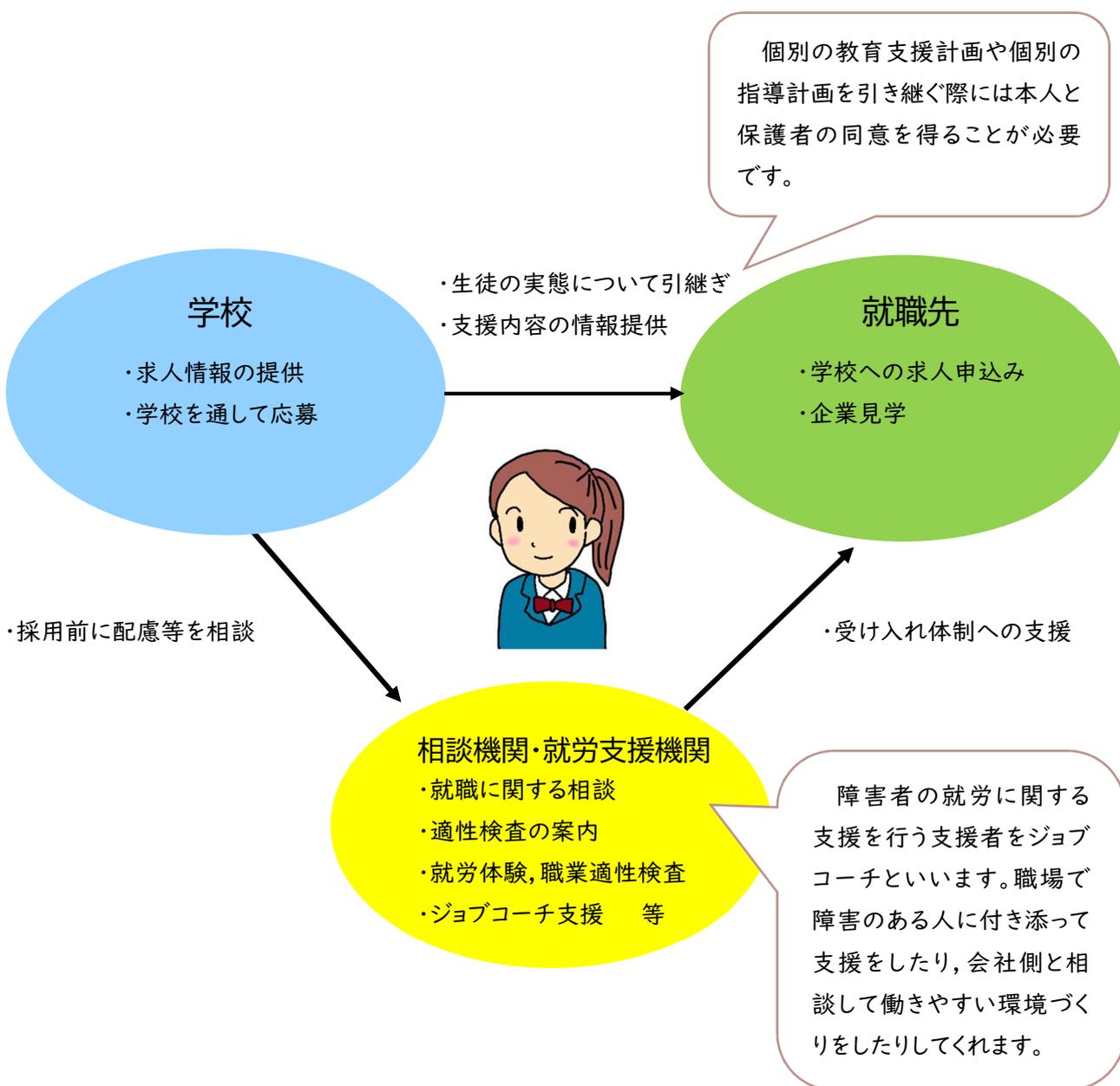
(2)相談機関, 就労支援機関との連携

支援を必要とする生徒は、就職に向けてのルールやマナーがなかなか身に付けられない場合があります。また、自分に合わない仕事に就いてしまい離職や退職をしたり、悩みながら仕事を続けたりすることもあります。

就職に向けた支援を行うに当たっては、就職することのみではなく、働き続けることを視野に入れた支援の視点が大切です。

必要に応じて専門機関や相談機関とも連携し、就職に向けての支援を行うことも考えられます。相談機関や就労支援機関では、生徒や保護者の相談を聞き、どんな仕事に向いているかといった具体的なアドバイスをしたり、適性に合った仕事を紹介したりします。

相談機関, 就労支援機関との連携例



主な相談機関

- 発達障害者支援センター
 発達障害等のある生徒や保護者をサポートする機関です。発達障害の診断を受けている人だけでなく、発達障害等の可能性がある人も窓口で相談することができます。就労支援機関を紹介してもらえます。
- 公共職業安定所(ハローワーク)
 就職に関する相談や就労支援サービスを行っています。発達障害等のある人に対する専用の相談窓口もあります。より専門的な支援が必要な場合には、発達障害者支援センターや障害者職業センター等の関係機関と連携した就職支援を行います。

主な就労支援機関

- 障害者職業センター
 発達障害等のある人の就労支援機関です。就労に関する相談に応じるとともに、職業能力等を評価したり、職業準備支援等を行ったりします。また、就労に関する支援者(ジョブコーチ)を就職先に派遣し、支援を行います。障害のある人を受け入れる企業への支援も行っています。
- 地域若者サポートステーション
 就労支援を行っている機関で、就労に関する相談や面談、面接指導など就労に向けて総合的な支援を行います。障害の有無に関わりなく相談や支援を行っています。
- 障害者就業・生活支援センター
 仕事と生活の両方をサポートする機関です。職場定着に向けた支援や健康管理、金銭管理、手続き等の日常生活に関する助言を行います。

県内の就労支援機関

○ 宮城障害者職業センター	022-257-5601
○ 仙台市障害者就労支援センター	022-772-5517
○ 仙台公共職業安定所	022-299-8829

就職先との連携例

- 生徒の特性や配慮事項など、就職先からの問い合わせに応じ、保護者の同意のもと情報を提供した。
- 「就労移行」や「就労継続」の障害福祉サービスを利用する場合は、3月に進路先、保護者、本人、教員、相談支援事業所等でケース会議を行った。
- 進路指導担当者より会社の人事担当者宛に電話で連絡し、保護者からの要望に添う形で説明した。また、現場責任者への情報共有を依頼した。
- 本人・保護者からの同意を得た上で、事前に職場訪問へ同行したり、企業側担当者と相談をしたりなど情報を共有した。

[高等学校における特別支援教育に関するアンケート]より作成